

	質問	粉川 昭一	瀬高 哲雄	武田 幸雄
1	「地域で生活する全ての人（外国人も含む）」の命と暮らしを、支え、守っていきますか。	○	○	○
2	行政等の会議に地域に暮らす重度障害などの当事者を入れますか。	○	△（会議の内容に応じて「重度の障がいを含む障がいのある人」、「障がいのある人の保護者」並びに「障害のある人が利用する施設の職員等」を登用します。）	○
3	災害時の重度障害者の避難について、暮らしと命を守るための当事者を入れた具体的な避難計画と避難訓練、および当事者を交えた会議を行いますか。	○	△（「日光市避難行動要支援者支援プラン」に基づき対応します。）	○
4	栃木県内でも増えている「医療的ケア児・者」が、大人になってからも地域で暮らしていくために、短期入所（ショートステイ）や、グループホーム、居住住宅について、運営補助や家賃補助などの継続的な支援をしますか。	○	△（共生社会を実現するため、障がいのある人が地域で安心して暮らすことのできる環境を整えていくことは重要です。グループホームの運営費補助や家賃補助については、「県との役割分担を踏まえながら検討します。」）	○
5	病児保育の拡充をしますか。少子化対策にも「働き手不足」の企業にとっても必須です。	○	○	○
6	小中学校の給食費を無償化しますか。	○	△（学校給食費に対する支援は子育て世代の負担軽減につながるため、国・県からの財源手当を見極めて対応します。）	○
7	国は「みどりの食料システム戦略」を掲げ、有機農業を推進する市町村（オーガニックビレッジ）に交付金を出していますが、このような制度を活用し、有機農産物を利用した学校給食（オーガニック給食）を推進しますか。	○	△（すでに平成22年(2010年)から対応済みの「学校給地産地消・旬の食材」を拡充し生産者の顔の見える農産物・畜産物を提供してまいります。）	○
8	生活保護以外の低所得者に、自治体として総合的な支援体制を作りますか。	○	△（生活困窮者自立支援法に基づき、必要な支援の在り方について検討します。）	○

9	生活保護制度についての情報提供・周知を「自治体の義務」として条例等に盛り込みますか。	△（条例等に依らず、必要としている方へ情報が届くよう、様々な機会を捉え情報提供・発信に務め周知を図ってまいります。）	△（「必要な情報が、必要としている人に届くことこそあるべき姿です。このため、あらゆる機会を捉えて情報発信・情報提供をしてまいります。）	○
10	生活保護や児童福祉担当部課の職員の50%以上は、社会福祉士の有資格者にしますか。 また、その達成までの間の次善の策として、両担当部課の役職者（部長・課長・係長...等）の人は、社会福祉士の有資格者にしますか。	△（担当職員は、有資格者などが望ましいので、有資格職員の採用を強化するとともに、必要な専門的知識習得に向け、各種研修等にてスキル向上を図ってまいります。）	△（相談業務は、生活保護や児童福祉に加え高齢福祉、障がい福祉担当部門における取り組みの根幹と捉えています。このため、10年以上前から計画的に採用している社会福祉士の効率的な配置に努めてます。また、役職者の登用については、地方公務員法が定める成績主義を遵守してまいります。）	○
11	不登校という社会問題に対して、フリースクールなどの「学校外の学び場・居場所」への継続的な補助金（助成金）を出しますか。	○	△（不登校という狭義の課題を超え、学校復帰を柱に、専門的なアセスメントに基づいた本人、家族、学校に対する適切な支援を行う「日光市教育支援センター」の機能を充実してまいります。）	○
12	「こども基本条例」を策定しますか。	△（子どもの権利に関する条例を制定しており、その中で子どもに関する施策等が定められています。）	△（平成25年(2013年)4月に施行した「子どもの権利に関する条例」に基づき、適時適切な施策に取り組んでまいります。）	○
13	自然保育認証制度を取り入れますか。	△（市内の幼稚園や保育園において独自に自然体験機会の創出に取り組んでおり、まずは幼稚園や保育園等の意向を確認してまいります。）	△（制度の導入については、現在、市内の幼稚園や保育園で取り組んでいる自然体験機会の評価を踏まえ、当事者である幼稚園、保育園並びに保護者の意向を確認のうえ対応してまいります。）	○
14	児童館の設置を推進しますか。	○	△（適切な遊びと生活の場を通して児童の健全育成を図るうえでは、「児童館」と「放課後児童クラブ」に差異はありません。このため公共施設や民間施設の余裕スペースを活用し、小学校に極めて近い場所で30年以上事業展開している「放課後児童クラブ」を「拡充することといたします。）	○
15	住民・市民の自治力を向上する視点で「行政とNPOの協働」を推進しますか。	○	△（平成20年(2008年)4月に施行した「日光市まちづくり基本条例」に基づき、協働の「パートナーは、「日光市に居住する方」、「日光市に働く方」、「日光市に学ぶ方」並びに「日光市内において活動する団体及び事業者と考えていますので、NPO法人には限定いたしません。）	○